

30監査公表第9号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成30年9月19日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月18日

| | |
|---------|------|
| 福岡市監査委員 | 阿部正剛 |
| 同 | 倉元達朗 |
| 同 | 谷山昭 |
| 同 | 篠原俊 |

1 監査報告と措置の件数

29 監査公表第6号（平成29年5月25日付 福岡市公報第6396号公表）分

・・・1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

（事務監査）

1 局別監査

（1）保健福祉局

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|---|
| <p>（イ）福岡市献血推進協議会事業補助金の交付先団体の経理事務について（意見）</p> <p>本市が補助金として交付し、本市職員が管理する準公金については、「福岡市準公金等取扱事務処理要領」に則り、交付の目的に従って公正かつ効率的に執行するとともに、適正な出納事務を行う必要がある。</p> <p>しかしながら、平成27年度及び同28年度「福岡市献血推進協議会事業補助金」の交付先団体（以下「準公金団体」という。）の経理事務において、各区と校区献血推進団体との意見交換会（献血実績報告、次年度実施希望日調査等）実施にかかる経費を献血推進協議会交付金として、区健康課に現金を交付し、意見交換会開催後、実績報告書と残金を返還させているが、区健康課での現金の出納について、支出何や現金出納</p> | <p>平成30年度より、区で開催する意見交換会に係る費用については、準公金団体からの現金支出ではなく、事務費として市の予算編成を行い、各区健康課への予算令達による事務処理とした。</p> |

簿等がない区もあるなど、リスクの高い事務処理となっていた。

区健康課においても各校区への献血推進は重要な業務であるため、準公金団体の経理事務について、準公金団体と各区健康課との関係を整理し、適切な事務処理となるよう検討されたい。

(保健予防課)